

情報公開条例・個人情報保護条例の改正 事前検討用資料

情報公開条例

H21年度第4回①個人情報保護委員会(H21.11.5開催)の前には、事前検討用として配布したもの。(あらかじめ委員の意見・提案を事務局で集約し、事務局の見解を付したもの。)

①第16条第3項の改正案に対する意見・提案

審査会は、専ら諮問事項に対する意見陳述を職務としているので、その答申には拘束性はないと考える。

原案の「尊重して」は、実施機関の長(町長等)の裁量権を縛ることにはならないか？

【提案者案】

「第1項の規定により諮問をした実施機関は、寒川町情報公開審査会から当該諮問に対する答申を受けたときは、~~これを尊重して~~その議を経て、速やかに決定を行わなければならない。」(——を——に変更)

【事務局意見】

「尊重」について

「尊重して」と規定した場合、これに拘束されて裁量を加える余地が全くなくなるわけではないが、特別の事情のない限り、その答申に沿って措置することが強く要請されるため、ご指摘のとおり、実施機関の長の裁量権を狭めるものとなる。当該裁量権の拘束が必要以上に強いものであるならば、検討する必要があると思われる。

「その議を経て」について

「その議を経て」を「答申を受けたときは、」の後に規定した場合、諮問機関(この場合は審査会)にある事項を諮ることを規定するときに用いる「その議を経て」という言葉と「答申を受けたときは」という言葉が時系列的に前後し、内容的に重複することになると思われる。

提案者の意見及び上記の2点から考えると、現行どおり(第3項を追加することなく、第1項のまま)でよいと思われる。

②第17条第1項の改正案に対する意見・提案

審査会は、本制度の推進機関ではなく、その職務が「不服申立て」に係る諮問への意見陳述に限定されている。

【提案者案】

現行どおりとする。

【事務局意見】

審査会としては、不服申立てに係る諮問案件への意見陳述のみでなく、審査を行う過程で気づいた問題点等についても意見を述べる(第18条第6項に追加。発議のみで決定権はなし。)ことにより、制度そのものを良くしようという第三者機関を目指すものとして改正案を作成したが、審査会の本旨を不服申し立てに係る諮問への意見陳述とするならば、現行どおりでよいと思われる。

③第 18 条第 4 項の改正案に関連する意見・提案

「参加人」についての定義と同様に、「補佐人」についての定義も必要。

【事務局意見】

第 18 条第 4 項中の「参加人」については、どのような資格で審査会に参加するものであるか判然としないため定義する必要があるが、第 19 条第 2 項中の「補佐人」は、当事者を補佐する者を指し示す用語として一般的に認識されているものであることから、法令においても特段の定義をしていないように、同項についても定義を加えないことが適当と思われる。

④第 18 条第 6 項の改正案に対する意見・提案

審査会が制度に関する意見を述べる場合は、審議会の役割を考えると審議会への報告義務を付すべき。

【提案者案】

「審査会は、前条第 2 項の規定による審査を通じて、又は審査に関して、同項の目的を達成するため必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。なお、その意見は審議会に報告するものとする。」

(____を追加)

【事務局意見】

審査会から提出された意見に関し、実施機関が審議会に諮問又は報告するかどうかについては実施機関の裁量の範囲内であると考え。意見の内容が制度の運営に関する事項であれば、当然に審議会への諮問が必要となるが、軽易な意見、提案等が含まれる可能性もあり、すべての意見について審議会への報告を明文化することは適当でないと考える。よって、改正案のとおりでよいと思われる。

⑤第 24 条第 1 項の改正案に対する意見・提案

審議会は、本制度の推進機関であることを明記することが、町自治基本条例の「すべての町民にとって分かりやすい情報公開及び提供に努めます。」に叶う。

【提案者案】

現行どおりとする。

【事務局意見】

本改正案は、第 17 条第 1 項（審査会）に合わせて改正したものであるため、第 17 条第 1 項を現行どおりとするのであれば、本項も現行どおりでよいと思われる。

⑥第 24 条に対する意見・提案（新）

現行の第 24 条に、個人情報保護条例の個人情報保護制度運営審議会の規定と同様に、守秘義務及び会議の非公開についての規定は必要ではないか？

【提案者案】

次の第 7 項及び第 8 項を追加

第 7 項「審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」

第8項「審議会の会議は、公開とする。ただし、町の保有情報を保護するため、その他必要があると認められるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。」

【事務局意見】

個人情報保護制度運営審議会については、是正の申出（平成17年に廃止）の処理に関する審議等を行う過程で具体的な個人情報を取り扱う可能性があるとして、守秘義務や非公開の規定を設けたものである。情報公開制度運営審議会については、上記のような守秘義務を必要とする状況がないと考え、現行どおりで良いかと思われる。

なお、個人情報保護制度運営審議会についても、該当項を併せて廃止したいと考える。

（個人情報保護条例⑧参照）

個人情報保護条例

①「個人情報」を「保有個人情報」に変更する条項は、他にないか？

(第11条第1項・第2項、第12条第1項、第13条第1項・第2項 等)

【事務局意見】次のとおり改正を追加する。

現行	改正案
(適正な維持管理) 第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、 <u>個人情報</u> について適正な維持管理を行わなければならない。	(適正な維持管理) 第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、 <u>保有個人情報</u> について適正な維持管理を行わなければならない。
(1) <u>個人情報</u> は、正確かつ最新なものとする	(1) <u>保有個人情報</u> は、正確かつ最新なものとする
こと。	こと。
(2) <u>個人情報</u> の漏えいを防止すること。	(2) <u>保有個人情報</u> の漏えいを防止すること。
(3) <u>個人情報</u> のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。	(3) <u>保有個人情報</u> のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。
2 実施機関は、保存する必要のなくなった <u>個人情報</u> を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。	2 実施機関は、保存する必要のなくなった <u>保有個人情報</u> を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。
3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。	3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。

第12条については、公文書に記録されているものに限らず、実施機関の職員が職務上知り得たすべての個人情報を対象とするため、保有個人情報とはしない。

第13条については、受託者等が取扱う個人情報について定めたものであり、公文書ではないので、保有個人情報とはしない。

②第24条第1項に対する意見・提案（新）

実施機関に対し請求するという字句を、第25条第1項と合わせたらどうか。

【提案者案】

「何人も自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を管理する実施機関に対し請求することができる。」

(を追加)

【事務局意見】

提案者の意見に沿うのであれば、「何人も自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を当該保有個人情報を管理する実施機関に対し請求することができる。」が適当と考える。

しかしながら、第25条（利用停止の請求の手續）第1項において、管理する実施機関に対し請求する旨が規定されているので、改正案どおりでも構わないと思われる。

③第 28 条第 3 項の改正案に対する意見・提案
情報公開条例①と同じ。

④第 29 条第 1 項の改正案に対する意見・提案
情報公開条例②と同じ。

⑤第 30 条第 4 項の改正案に関連する意見・提案
情報公開条例③と同じ。

⑥第 30 条第 6 項の改正案に対する意見・提案
情報公開条例④と同じ。

⑦第 36 条第 1 項の改正案に対する意見・提案
情報公開条例⑤と同じ。

⑧第 36 条第 7 項及び第 8 項に関する事務局からの提案

【事務局提案】

次の内容により、第 7 項及び第 8 項を削ることを提案する。

第 7 項（守秘義務）

平成 17 年度に廃止された是正の申出という制度では、申出の後に実施機関は審議会に諮ることと規定されていたため、審議会で申出者の個人情報等を取扱う可能性があったが、現行では守秘義務を必要とする状況がないと考えるため。

第 8 項（会議の公開）

9 月 1 日から「審議会等の会議の公開に関する規則」が施行されたことにより、本条例にて改めて規定する必要はないと考えるため。

⑨第 45 条に対する意見・提案（新）
審議会委員に対しての罰則規定が必要では。

【事務局意見】

上記⑧に伴い、不要と考える。

情報公開条例・個人情報保護条例 共通

- ①「審査会」と「審議会」に関する規定が後発の為、その章の前では「第〇条で定める寒川町〇〇審査会（以下「審査会」という。）」と規定することが望ましい。
（審議会も同様に）

【事務局意見】設置規定の条項で略称になることを避けるため、本改正案のようにした。

→（情報公開審査会：第 17 条

個人情報保護審査会：第 29 条）

初出の部分で定義すべきということであれば、現行どおりが好ましいと考える。（情報公開審査会：第 16 条

個人情報保護審査会：第 28 条

情報公開制度運営審議会：第 24 条

個人情報保護制度運営審議会：第 6 条）

- ②全条項中の「速やかに」「遅滞なく」の字句について、その時間的即時性に照らして、その使い方を事務運営の関係で点検されたい。

《参考》

「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」（自由国民社『法律用語辞典』）

*直ちに…3つの中では、最も時間的即時性が強いもの。「何をおいてもすぐにやれ」という趣旨を表す場合に多く使われる。

*遅滞なく…時間的即時性は強く要求されるが、正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるというように解されている。「事情の許す限り最も速やかに」という趣旨を表す場合によく用いられている。

*速やかに…もちろん、できるだけ速くという意味を表すに違いないが、訓示的な意味、つまり、これに対する違反が義務を怠ったものとして直ちに違法にはならないというような場合に使われることが多い。むしろ、時間的即時性を表すよりは「通常の場合に踏むべき手続きをふまないで」「何らかの条件をつけないで」ということを表す趣旨で用いられている。

【事務局意見】

検討した結果、現行どおりが適当と考える。